南部箕蚊屋広域連合告示第6号

平成29年第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年5月11日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

- 1. 期 日 平成29年5月18日(木)午前10時
- 2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場
- 3. 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
 - (2) 南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部改正について
 - (3) 南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任について

○開会日に応招した議員

| 杉 | 本 | 大 | 介 | Ш | 路 | | 有 |
|---|---|----|----|---|---|---|---|
| 井 | 藤 | | 稔 | 景 | Щ | | 浩 |
| 篠 | 原 | | 天 | 乾 | | | 裕 |
| 秦 | | 伊矢 | 旧郎 | 細 | 田 | | 栄 |
| 真 | 壁 | 容 | 子 | 細 | 田 | 元 | 教 |

○応招しなかった議員

なし

平成29年 第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会会議録(第1日)

平成29年5月18日(木曜日)

議事日程

平成29年5月18日 午前10時開会

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議事日程の宣告
- 日程第5 議長の選挙
- 日程第6 議席の変更
- 日程第7 副議長の選挙
- 日程第8 総務民生常任委員会委員の選任
- 日程第9 総務民生常任委員会委員長互選結果の報告
- 日程第10 議会運営委員会委員の選任
- 日程第11 議会運営委員会委員長互選結果の報告
- 日程第12 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第9号 南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議事日程の宣告
- 日程第5 議長の選挙
- 日程第6 議席の変更
- 日程第7 副議長の選挙
- 日程第8 総務民生常任委員会委員の選任

日程第9 総務民生常任委員会委員長互選結果の報告
日程第10 議会運営委員会委員の選任
日程第11 議会運営委員会委員長互選結果の報告
日程第12 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて
日程第13 議案第9号 南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部改正について
日程第14 議案第10号 南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任について
出席議員(10名)
1番 杉 本 大 介 2番 山 路 有

| 1番 | 杉 | 本 | 大 介 | | 2番 | Ш | 路 | | 有 |
|----|---|---|-----|--|-----|---|---|---|---|
| 3番 | 井 | 藤 | 稔 | | 4番 | 景 | 山 | | 浩 |
| 5番 | 篠 | 原 | 天 | | 6番 | 乾 | | | 裕 |
| 7番 | 秦 | | 伊知郎 | | 8番 | 細 | 田 | | 栄 |
| 9番 | 真 | 壁 | 容 子 | | 10番 | 細 | 田 | 元 | 教 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため出席した者の職氏名

| 書記長 | 岩 | Ш | 典 | 54 | 書記 | 眞 | 野 | 思 | 夫 |
|-----|-------|---|---|----|----|-------|---|---|---|
| | | | | | 書記 | 池 | 田 | 祥 | 子 |

説明のため出席した者の職氏名

| 広域連合長 | 陶 | Ш | 清孝 | 副広域連合長 | 森 | 安 | 但 | 呆 |
|--------|---|---|-----|--------|---|---|-----|---|
| 副広域連合長 | 石 | | 操 | 事務局長 | 住 | 田 | 浩立 | 卢 |
| 事務局次長 | 湯 | 浅 | 香緒利 | 主任 | 高 | 崎 | 珠理原 | 恵 |

午前10時00分開会

○副議長(秦 伊知郎君) それでは、定刻になりましたので、臨時会を開きたいと思います。 現在、地方自治法第106条第1項に規定する議長が欠けたときとなっておりますので、同法 同条同項の規定により、副議長が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成29年第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定

○副議長(秦 伊知郎君) 日程第1、議席の指定を議題といたします。

本年3月30日に伯耆町議会議員の任期が満了となったことに伴い、南部箕蚊屋広域連合規約第8条の規定により、伯耆町議会からは篠原天議員、細田栄議員、乾裕議員、杉本大介議員、また、日吉津村議会議員選出の変更により、山路有議員が南部箕蚊屋広域連合議員に選出されております。したがいまして、南部箕蚊屋広域連合議会会議規則第4条の規定により、お手元に配付いたしました議席表のとおり、議席の指定を行います。よろしくお願いいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長(秦 伊知郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、副議長において、次の2人を指名いたします。

1番、杉本大介議員、2番、山路有議員。

日程第3 会期の決定

○副議長(秦 伊知郎君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしま した。

日程第4 議事日程の宣告

○副議長(秦 伊知郎君) 日程第4、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第5 議長の選挙

○副議長(秦 伊知郎君) 日程第5、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙方法は、指名推選で行う ことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長が指名することにいたしたいと思いますが、 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定いたします。

議長に、秦伊知郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました秦伊知郎議員を南部箕蚊屋広域連合議 会の議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇**副議長(秦 伊知郎君)** 異議なしと認めます。よって、秦伊知郎議員が南部箕蚊屋広域連合議会議長に当選されました。

ただいま当選されました秦伊知郎議員が議場内ですので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選を告知し、承諾をいたします。

これで副議長の職務は全て終了いたしました。

暫時休憩をとりたいと思います。

午前10時04分休憩

午前10時08分再開

○議長(秦 伊知郎君) それでは、再開いたします。

お諮りいたします。本日の議事日程については、お手元に配付のとおりの追加日程を議事日程 に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。したがって、本日の議事日程は、お手元に配付 の追加日程のとおり追加することに決定いたしました。

日程第6 議席の変更

○議長(秦 伊知郎君) 日程第6、議席の変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議席をお手元に配付しました議席表のとおり変更いたします。

日程第7 副議長の選挙

○議長(秦 伊知郎君) 日程第7、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これ に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしま した。

副議長に井藤稔議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました井藤稔議員を、南部箕蚊屋広域連合議会副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 異議なしと認めます。したがって、井藤稔議員が南部箕蚊屋広域連合議会副議長に当選されました。

ただいま当選されました井藤稔議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

井藤稔議員に当選の承諾並びに挨拶をお願いいたします。

井藤議員、よろしくお願いいたします。できれば、前で。

○議員(3番 井藤 稔君) 先ほど推薦をいただきました井藤でございます。まだ2期目でございまして、十分知識等を備えていなく、本当に大役を仰せつかったなという気がいたしております。この上は、本当に今後取り組んでまいります基本計画等に際しましても、皆さんのほうから十分御意見等を賜りながら、議長をしっかりとサポートして、任務を果たしていきたいと思います。御協力よろしくお願いします。

日程第8 総務民生常任委員会委員の選任

○議長(秦 伊知郎君) 続けます。日程第8、総務民生常任委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。総務民生常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規 定により、議長において指名をいたします。

総務民生常任委員に篠原天議員、細田栄議員、乾裕議員、杉本大介議員、山路有議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、総 務民生常任委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいま…… (発言する者あり) 休憩します。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

それでは、ただいま選任されました総務民生常任委員会委員長互選のため、委員会をお開きい ただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

日程第9 総務民生常任委員会委員長互選結果の報告

○議長(秦 伊知郎君) 日程第9、総務民生常任委員会委員長互選結果の報告を行います。

総務民生常任委員会委員長に景山浩議員、副委員長に山路有議員が決定しております。以上で報告を終わります。

日程第10 議会運営委員会委員の選任

○議長(秦 伊知郎君) 日程第10、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規 定により、議長において指名いたします。

議会運営委員に真壁容子議員、篠原天議員、細田栄議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議 会運営委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました議会運営委員会の委員長互選のため、委員会をお開きいた だきたいと思います。

暫時休憩いたします。

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

日程第11 議会運営委員会委員長互選結果の報告

○議長(秦 伊知郎君) 日程第11、議会運営委員会委員長互選結果の報告を行います。

議会運営委員会委員長に篠原天議員、副委員長に真壁容子議員を指名いたします。以上で報告を終わります。

暫時、ここで休憩いたします。 10 分ぐらい休憩とりたいと思いますので、再開は 10 時半にしますか。 10 時半に再開いたします。

| 午前10時1 | 6 分休憩 |
|--------|-------|
| | |

午前10時30分再開

○議長(秦 伊知郎君) それでは、時間になりましたので、再開いたします。 連合長、副連合長、大変御苦労さんです。ありがとうございます。

日程第12 議案第8号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第12、議案第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題 といたします。

連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

〇広域連合長(陶山 清孝君) 連合長でございます。議案第8号、専決処分の承認を求めること について、平成28年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第3号)でございます。

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、 専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもので ございます。専決処分書につきましては、お手元に配付のとおりでございます。予算書をごらん ください。

平成28年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第3号)。平成28年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

繰越明許費。第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表、繰越明許費による。

平成29年3月31日の専決でございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。第1表、繰越明許費でございます。2款総務費、 1項総務管理費でございます。事業名、介護システム改修事業115万9,000円を29年度に 繰り越して使用するというものでございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) これより質疑に入ります。提案理由に対して質疑ありませんか。 7番、細田栄君。
- ○議員(7番 細田 栄君) 7番、細田でございます。今回の繰越明許費、2月に補正をされておるようですが、繰り越すべき財源の説明をお願いしたいのと、それから、既にシステム改修の委託契約は終わってるのかどうなのか、お願いします。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 住田事務局長。
- ○事務局長(住田 浩平君) 局長でございます。繰り越すべき財源の説明ですけども、全額が一

般財源でございます。契約につきましては、既に締結をしておりまして、今月中には実質的な完 了はする予定となっております。以上でございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 7番、細田栄君。
- ○議員(7番 細田 栄君) 今回のシステム改修がどういった内容か、私も少し存じませんが、全て一般財源、国とか県とか、従来こういった制度改正に伴うシステム改修については、特交で措置するとか、補助金をつけるとか、そういったことがあったと思うんですが、今回、全て一般財源ということで、このシステム改修には全く国費、県費は当たっていないのかどうなのか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 住田事務局長。
- ○事務局長(住田 浩平君) 局長でございます。このシステム改修ですけども、今度の介護保険 法改正に伴うシステム改修全体のうちの一部でございまして、全体的な部分につきましては、国 の補助、約2分の1程度がつく予定となっておりますけども、先行的に行うか、29年度で行う かという判断の中で、先行的には行う必要がある部分について2月で補正をさせていただいたと ころでございます。

補助金につきましても、2カ年で使用することができるようになっておりますけども、限度額の関係で、29年度のみでその限度額を超えるようなシステム改修が予定されていましたことから、28年度につきましては一般財源のみでの対応ということとしております。

補助残につきましては、一般的には交付税措置がされるということを聞いておりますので、これにつきましては、構成町村のほうの財源のほうに入ってくるというふうに思われます。以上でございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) よろしいですか。
- ○議員(7番 細田 栄君) はい、わかりました。
- ○議長(秦 伊知郎君) ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。討論はご ざいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第8号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第8号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(秦 伊知郎君) 起立全員です。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第13 議案第9号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第13、議案第9号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部 改正についてを議題といたします。

連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長(陶山 清孝君) 議案第9号を御説明いたします。

議案第9号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部改正について。

別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容は、個人情報の訂正等をした場合の通知先に条例事務関係情報照会者と条例事務関係情報 提供者を加えるほか、その他所要の改正を行うものでございます。施行期日は、平成29年5月 30日としております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) これより質疑に入ります。提案理由に対して質疑ありませんか。 8番、真壁容子君。
- ○議員(8番 真壁 容子君) まず1点、細かいようですが、2点目のその他所要の改正、この ことについて述べてくださいね。

それと、2点目、今回、個人情報保護条例の一部改正は、先ほど全協でもあったように、マイナンバー制度の導入によって、これを該当させるための改正だというふうにって言っています。それで、これは前のときも聞いたと思うんですけれども、再度お聞きしますが、介護保険を利用なさるとき、手続等でこのマイナンバー制度はどのように使われているんですか。例えば利用者がマイナンバーを提示する機会があるのかっていう点ですね。これまでの中で、例えば町村の中で、税等の中でもお聞きするんですけれども、介護保険の関連の中で、マイナンバー制度が導入されて、住民からこのようなときに困ったっていう話が出ているかという点についてちょっと聞かせてください。

〇議長(秦 伊知郎君) 住田事務局長。

○事務局長(住田 浩平君) 局長でございます。議案の内容につきましては、議案第9号の2枚目のほうに新旧対照でつけさせていただいております。

所要の改正っていいます部分が、第2条の第1項第4号への追加、それと第23条の第1項第 1号のエの部分、引用しておる条項のずれを修正したものでございます。

それと、マイナンバーの提示の関係でございますけども、28年の1月から様式等にマイナンバーを記載する欄を設けて運用をしておるところでございます。

情報連携につきましては、ことしの7月以降に行われるというふうに聞いておりますけども、今のところはそういった実務的な利用しているっていう状況ではございません。一応、欄があるということで、必ず記載が必要かっていうことなんですけども、そこについては強要してはおりません。身分証明の提示とか、いろいろな必要がありますので、持ってきておられない場合は、うちも確認ができませんので書けないということもありますから、強制はしておりません。一応は様式に定められたところに書くようになっておりますので、必要があれば書いていただくというような、今のところは手続を行っておるところでございます。それによる支障等は今のところ出ておらないというふうに認識しております。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 8番、真壁容子君。
- ○議員(8番 真壁 容子君) 条例改正の機会に聞くんですけど、先ほどのように、記載する場所はあるけれども、そこに強制していないということになれば、広域連合で介護保険を利用する、今回の場合は職員とか担当課ではなくて、利用する人から見て、今後、マイナンバーを自分のほうから言わなければ利用ができないとか、そういう場合があるかっていうことです。それ、どうでしょうか、その確認ですね。
- ○議長(秦 伊知郎君) 事務局局長、住田浩平君。
- ○事務局長(住田 浩平君) サービス利用に関しては、マイナンバーがあるなしにかかわらず、 問題はございません。
- 〇議長(秦 伊知郎君)
 よろしいですか。ほかにございますか。

 3番、井藤稔君。
- ○議員(3番 井藤 稔君) 3番、井藤です。形式なことですが、1点、ちょっと質疑させていただきます。

新旧対照表の中に改正前と改正後が書いてありまして、第2条の関係です。改正前が、情報提供者等の記録というところで、番号法第23条という表現がしてあります。これが同じように改正後も番号法第23条ということなんですけども、番号法というのは略称であって、番号法を利

用法というふうに変えると、28年1月1日から変えていくという改正がなされとるんじゃないかと思いますけども、これは改正後のほうをそのように変えなくてもよいんでしょうか、どうでしょうか、何か指導が出とるんでしょうか。この1点、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 事務局局長、住田浩平君。
- ○事務局長(住田 浩平君) 局長でございます。ちょっと私のほうではそこまで認識をしておりませんが、確認をさせていただきたいと思います。
- ○議長(秦 伊知郎君) 井藤議員、よろしいですか。
- ○議員(3番 井藤 稔君) はい。
- ○議長(秦 伊知郎君) ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) これで質疑を終結いたします。 これから討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第9号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(秦 伊知郎君) 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第14 議案第10号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第14、議案第10号、南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、細田栄議員は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、退場をお願いいたします。

〔7番 細田 栄君退場〕

- ○議長(秦 伊知郎君) 連合長から提案理由の説明を求めます。 連合長、陶山清孝君。
- ○広域連合長(陶山 清孝君) それでは、議案第10号を御説明いたします。 議案第10号、南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任について。

南部箕蚊屋広域連合監査委員として下記の者を選任したいので、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、西伯郡伯耆町大殿1507番地15。氏名、細田栄。生年月日、昭和23年7月31日 生まれ。任期は平成33年4月30日まででございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) これより質疑に入ります。提案理由に対して質疑はありませんか。 8番、真壁容子君。
- ○議員(8番 真壁 容子君) 今回、議員がかわることによって、監査委員の選任について連合 長のほうから提案がありました。人事については、全協等でも聞いてるのでそこではありません が、連合長並びに副連合長に確認しておきたい事項があります。

監査委員については、例えば南部町議会では、監査委員というのは首長から独自に活動ができるということですよね。それで、各予算から補助金等を出してるところについては、監査が独自で必要だと思ったときにできるという立場を南部町議会で副町長が明確にされてきたところです。これは地方自治法上、当然ですけれども、広域連合を構成している責任者である連合長、副連合長もこのことは同じ意見だというふうに確認していいわけですか。そのことです。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 連合長、陶山清孝君。
- ○広域連合長(陶山 清孝君) 陶山でございます。当然にそのように思っております。監査委員の独自性を十分に発揮していただく人材だと思っております。
- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁議員、よろしいですか。
- ○議員(8番 真壁 容子君) はい。
- ○議長(秦 伊知郎君) 以上、質疑がないので、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第10号、南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任についてを採決いたします。
議案第10号は、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(秦 伊知郎君) 起立全員です。よって、本案は、原案どおり同意されました。 休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

地方自治法第117条の規定による除斥の対象となる原案が終わりましたので、細田栄議員の 入場を許可いたします。

| [7番 | 細田 | 栄君入 | .場] |
|-----|----|-----|-----|
| | | | |

○議長(秦 伊知郎君) 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議されました案件は全て議了いたしました。

よって、第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。

これをもちまして平成29年第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を閉会いたします。以上で終わります。御苦労さんでした。

午前10時48分閉会